

# 1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

## (1)市町村マスタープランと立地適正化計画を一体の計画として作成した事例

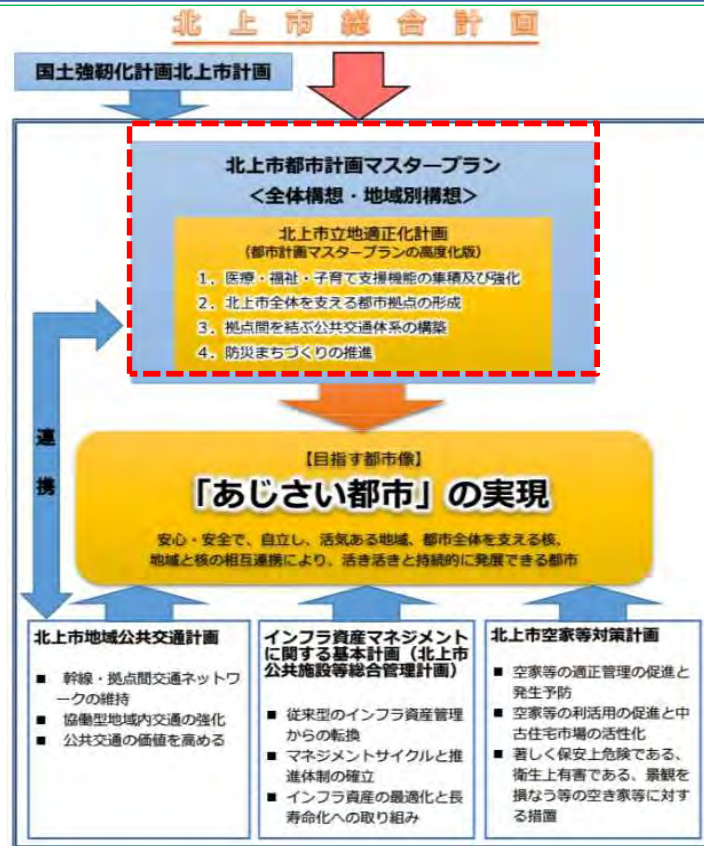
- 市町村マスタープランと立地適正化計画はそれぞれ独立したものであるが、立地適正化計画はマスタープランとしての性格を持つものであることから、立地適正化計画の一部（都市再生特別措置法第81条第2項第1号の「立地の適正化に関する基本的な方針」）については、市町村マスタープランと見なされるものとなっています。
- このような規定を踏まえれば、市町村マスタープランの改定時期を迎えているような場合は、**市町村マスタープランに立地適正化計画の内容を盛り込んで一体のものとして作成**することも考えられます。また、都市再生特別措置法第81条第22項に定める住民合意プロセス等の所定の手続きを経た**立地適正化計画を既存の市町村マスタープランに追加して一体のものとする**ことも可能です。

### 岩手県北上市(令和4年3月)

既存の都市計画マスタープラン（全体構想、地域別構想）に、立地適正化計画を追加策定。

- 構成
- 第1部 全体構想
- 第2部 立地適正化計画
- 第3部 地域構想

全体構想において「都市拠点」として「中心市街地型」と「商業業務型」の2地区を位置付け、都市全体を支える核とすることを旨とし、立地適正化計画においては、各々を「中心市街地型都市機能誘導区域」、「商業業務型都市機能誘導区域」として設定し、地区の特性に応じた都市機能の誘導を図る。



立地適正化計画の位置付け



都市計画マスタープラン全体構想 土地利用方針・拠点配置図